

町田市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 (2 0 2 1 年) 1 2 月 9 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市手数料条例の一部を改正する条例

町田市手数料条例（平成12年1月町田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後

改正前

別表（第2条関係）

別表（第2条関係）

名称	金額
略	略
88 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第4項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画に関する認定申請手数料（住宅を新築しようとする場合）	1件につき 次のア及びイに掲げる場合の区分並びに当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（当該住宅が一戸建て住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）の場合においては、アの（1）又はイの（1）に掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について18の項に掲げる額（申請に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1件について22の項又は23の項に掲げる額の手数料を加えた額。以下同じ。）に相当する額を加えた額） ア 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合

名称	金額
略	略
88 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画に関する認定申請手数料（住宅を新築しようとする場合）	1件につき 次のアからウまでに掲げる場合の区分及び当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（当該住宅が一戸建て住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）の場合においては、アの（1）、イの（1）又はウの（1）に掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について18の項に掲げる額（申請に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1件について22の項又は23の項に掲げる額の手数料を加えた額。以下同じ。）に相当する額を加えた額）を、当該建築物における認定申請戸数で除した額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。） ア 申請に併せて市長が指定する者が作成した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出され

- (1) 100平方メートル以内のもの 7, 100円
- (2) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 13, 000円
- (3) 500平方メートルを超え、1, 000平方メートル以内のもの 22, 000円
- (4) 1, 000平方メートルを超え、2, 500平方メートル以内のもの 32, 000円
- (5) 2, 500平方メートルを超え、5, 000平方メートル以内のもの 57, 000円
- (6) 5, 000平方メートルを超え、10, 000平方メートル以内のもの 94, 000円
- (7) 10, 000平方メートルを超え、20, 000平方メートル以内のもの 161, 000円
- (8) 20, 000平方メートルを超え、30, 000平方メートル以内のもの 190, 000円
- (9) 30, 000平方メートルを超えるもの 203, 000円

た場合

- (1) 100平方メートル以内のもの 7, 200円
- (2) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 13, 000円
- (3) 500平方メートルを超え、1, 000平方メートル以内のもの 23, 000円
- (4) 1, 000平方メートルを超え、2, 500平方メートル以内のもの 32, 000円
- (5) 2, 500平方メートルを超え、5, 000平方メートル以内のもの 61, 000円
- (6) 5, 000平方メートルを超え、10, 000平方メートル以内のもの 104, 000円
- (7) 10, 000平方メートルを超え、20, 000平方メートル以内のもの 172, 000円
- (8) 20, 000平方メートルを超え、30, 000平方メートル以内のもの 216, 000円
- (9) 30, 000平方メートルを超えるもの 234, 000円

イ 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第1項の設計住宅性能評価書（同法第5条第

1項の住宅性能評価に係る部分について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合し、かつ、当該住宅性能評価のうち構造の安定に関することについて建築基準法施行令第81条第2項第1号ロの限界耐力計算以外の方法により評価されたものに限る。）が提出された場合

(1) 100平方メートル以内のもの 16,000円

(2) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 57,000円

(3) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 92,000円

(4) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 172,000円

(5) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 295,000円

(6) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 455,000円

(7) 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの 828,000円

(8) 20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの 1,13

イ ア以外の場合

- (1) 100平方メートル以内のもの 52,000円
- (2) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 122,000円
- (3) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 196,000円
- (4) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 386,000円
- (5) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 691,000円
- (6) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 1,188,000円
- (7) 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの 2,198,000円
- (8) 20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの 3,140,000円
- (9) 30,000平方メートルを超えるもの

2,000円

(9) 30,000平方メートルを超えるもの

1,373,000円

ウ ア及びイ以外の場合

- (1) 100平方メートル以内のもの 47,000円
- (2) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 109,000円
- (3) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 175,000円
- (4) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 345,000円
- (5) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 617,000円
- (6) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 1,062,000円
- (7) 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの 1,964,000円
- (8) 20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの 2,809,000円
- (9) 30,000平方メートルを超えるもの

3, 847, 000円

88の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画に関する認定申請手数料（住宅を増築し、又は改築しようとする場合）

1件につき 次のア及びイに掲げる場合の区分並びに当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（当該住宅が一戸建て住宅の場合においては、アの（1）又はイの（1）に掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について18の項に掲げる額に相当する額を加えた額）

ア 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合

- (1) 100平方メートル以内のもの 10,000円
- (2) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 19,000円
- (3) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 33,000円
- (4) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 47,000円

3, 443, 000円

88の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画に関する認定申請手数料（住宅を増築し、又は改築しようとする場合）

1件につき 次のア及びイに掲げる場合の区分及び当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（当該住宅が一戸建て住宅の場合においては、アの（1）又はイの（1）に掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について18の項に掲げる額に相当する額を加えた額）を、当該建築物における認定申請戸数で除した額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

ア 申請に併せて市長が指定する者が作成した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

- (1) 100平方メートル以内のもの 10,000円
- (2) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 19,000円
- (3) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 33,000円
- (4) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 47,000円

(5) 2, 500平方メートルを超え、5, 000平方メートル以内のもの 85, 000円

(6) 5, 000平方メートルを超え、10, 000平方メートル以内のもの 140, 000円

(7) 10, 000平方メートルを超え、20, 000平方メートル以内のもの 242, 000円

(8) 20, 000平方メートルを超え、30, 000平方メートル以内のもの 284, 000円

(9) 30, 000平方メートルを超えるもの 304, 000円

イ ア以外の場合

(1) 100平方メートル以内のもの 78, 000円

(2) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 183, 000円

(3) 500平方メートルを超え、1, 000平方メートル以内のもの 293, 000円

(4) 1, 000平方メートルを超え、2, 500平方メートル以内のもの 579, 000円

(5) 2, 500平方メートルを超え、5, 000平方メートル以内のもの 1, 037, 000円

(5) 2, 500平方メートルを超え、5, 000平方メートル以内のもの 88, 000円

(6) 5, 000平方メートルを超え、10, 000平方メートル以内のもの 151, 000円

(7) 10, 000平方メートルを超え、20, 000平方メートル以内のもの 250, 000円

(8) 20, 000平方メートルを超え、30, 000平方メートル以内のもの 311, 000円

(9) 30, 000平方メートルを超えるもの 336, 000円

イ ア以外の場合

(1) 100平方メートル以内のもの 68, 000円

(2) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 160, 000円

(3) 500平方メートルを超え、1, 000平方メートル以内のもの 255, 000円

(4) 1, 000平方メートルを超え、2, 500平方メートル以内のもの 504, 000円

(5) 2, 500平方メートルを超え、5, 000平方メートル以内のもの 903, 000円

	<p style="text-align: center;"><u>000円</u></p> <p>(6) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの <u>1,782,000円</u></p> <p>(7) 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの <u>3,296,000円</u></p> <p>(8) 20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの <u>4,710,000円</u></p> <p>(9) 30,000平方メートルを超えるもの <u>5,770,000円</u></p>		<p style="text-align: center;"><u>00円</u></p> <p>(6) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの <u>1,552,000円</u></p> <p>(7) 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの <u>2,872,000円</u></p> <p>(8) 20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの <u>4,106,000円</u></p> <p>(9) 30,000平方メートルを超えるもの <u>5,032,000円</u></p>
<p>89 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画に関する変更認定申請手数料(当該計画が住宅を新築する際に認定を受けたものである場合)</p>	<p>1件につき 当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積の合計)に応じて88の項アの(1)から(9)まで又はイの(1)から(9)までに掲げる額(当該住宅が一戸建て住宅の場合においては、88の項アの(1)又はイの(1)に掲げる額)(申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について18の項に掲げる額に相当する額を加えた額)</p>	<p>89 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画に関する変更認定申請手数料(当該計画が住宅を新築する際に認定を受けたものである場合)</p>	<p>1件につき 当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積の合計)に応じて88の項アの(1)から(9)まで、イの(1)から(9)まで又はウの(1)から(9)までに掲げる額(当該住宅が一戸建て住宅の場合においては、88の項アの(1)、イの(1)又はウの(1)に掲げる額)(申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について18の項に掲げる額に相当する額を加えた額)を、当該建</p>

<p>89の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画に関する変更認定申請手数料（当該計画が住宅を増築し、又は改築する際に認定を受けたものである場合）</p>	<p>1件につき 当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積の合計）に応じて88の2の項アの（1）から（9）まで又はイの（1）から（9）までに掲げる額（当該住宅が一戸建て住宅の場合においては、88の2の項アの（1）又はイの（1）に掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について18の項に掲げる額に相当する額を加えた額）</p>
<p>90 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合又は同条第3</p>	<p>1件につき <u>2,300円</u></p>

<p>89の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画に関する変更認定申請手数料（当該計画が住宅を増築し、又は改築する際に認定を受けたものである場合）</p>	<p><u>建築物における変更認定申請戸数で除した額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</u></p> <p>1件につき 当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積の合計）に応じて88の2の項アの（1）から（9）まで又はイの（1）から（9）までに掲げる額（当該住宅が一戸建て住宅の場合においては、88の2の項アの（1）又はイの（1）に掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について18の項に掲げる額に相当する額を加えた額）<u>を、当該建築物における変更認定申請戸数で除した額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</u></p>
<p>90 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合における長期</p>	<p>1件につき <u>2,100円</u></p>

<u>項の規定に基づく</u> <u>管理者等が専</u> <u>任された場合</u> に おける長期優良 住宅建築等計画 に関する変更認 定申請手数料		優良住宅建築等 計画に関する変 更認定申請手 数料	
9 1 長期優良住 宅の普及の促進 に関する法律第 10条の規定に 基づく長期優良 住宅建築等計画 の認定を受けた 地位の承継に関 する承認申請手 数料	1件につき <u>2,300円</u>	9 1 長期優良住 宅の普及の促進 に関する法律第 10条の規定に 基づく長期優良 住宅建築等計画 の認定を受けた 地位の承継に関 する承認申請手 数料	1件につき <u>2,100円</u>
略	略	略	略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の町田市手数料条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受理する申請について適用し、施行日前に受理した申請については、なお従前の例による。
- 3 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和3年法律第48号)附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する新条例別表89の項及び89の2の項の規定の適用については、これらの規定中「加えた額)」とあるのは、「加えた額)を、当該建築物における変更認定申請戸数で除した額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」とする。